

議案第88号

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

教育長の給料の月額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「77万9,000円」を「78万2,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。